

訪問介護 重要事項説明書

社会福祉法人元気村 ふきあげ翔裕園訪問介護事業所

指定訪問介護重要事項説明書

〔令和 8 年 6 月 1 日現在〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人元気村
代表者役職・氏名	理事長 神成 裕介
本社所在地・電話番号	埼玉県鴻巣市東一丁目1番25号 048-544-0880
法人設立年月日	平成5年1月7日

2 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名称	ふきあげ翔裕園 訪問介護事業所
事業所番号	訪問介護 (指定事業所番 1171701871)
所在地	〒369-0116 埼玉県鴻巣市北新宿 891
サテライト事業所の所在地	
電話番号	048-547-4165
FAX番号	048-577-4174
通常の事業の実施地域	鴻巣市、行田市、熊谷市（太井、久下地区）

（2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日まで
営業時間	7:00 ～ 19:00

（3）緊急時の対応

上記営業時間外は下記の対応となります。

◇ 連絡先 電話番号 048-547-4165

◇ 月曜日～日曜日の19:00～20:00 緊急時対応（訪問）可能です。

(4) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 人
サービス 提供責任者	・訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・居宅介護支援事業者に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な情報を提供します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握し、訪問介護員の業務管理を実施します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。	常 勤 1人以上
訪問介護員	・訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	常勤換算 2. 5人以上

3 サービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者のADL・IADL・QOLや意欲の向上のための利用者と共にを行う自立支援・重度化防止のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスを行います。 (排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助等)
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。 (調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)

4 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合（1～3割）に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別 1 単位当たりの単価 10.42 円（6 級地）

区分	1 回当たりの所要時間	(単位数) 1 単位 10.42 円	費用額 (10 割)	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
身体介護	20 分未満	163	1,698 円	170 円	340 円	510 円
	20 分以上 30 分未満	244	2,542 円	255 円	509 円	763 円
	30 分以上 1 時間未満	387	4,032 円	404 円	807 円	1,210 円
	1 時間以上	567	5,908 円	592 円	1,182 円	1,1773 円
	1 時間を超えて 30 分 を増すごとに	+82	854 円	86 円	171 円	257 円
生活援助	20 分以上 45 分未満	179	1,865 円	287 円	373 円	560 円
	45 分以上	220	2,229 円	230 円	459 円	688 円
身体介護と生活援助が混在する場合（身体介護の基本利用料に右の料金を加算）	生活援助 20 分以上	65	677 円	68 円	136 円	204 円
	生活援助 45 分以上	130	1,354 円	136 円	271 円	407 円
	生活援助 70 分以上	195	2,031 円	204 円	407 円	610 円

※ 利用者の心身の状況等により、1 人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2 人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の 2 倍の料金となります。

※ 1 回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① 算定基準に適合したサービスの実施による加算

※地域区分別 1 単位当たりの単価 10.42 円（6 級地）

加算の種類		要 件	単位	利用料	利用者負担額		
					1 割	2 割	3 割
	夜間・早朝加算	夜間（18 時～22 時）、早朝（6 時～8 時）にサービスを提供した場合	1 回につき 基本利用料の 25%				
	深夜加算	深夜(22 時～翌朝 6 時)にサービスを提供した場合	1 回につき 基本利用料の 50%				
	緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	100	1 回につき 1,042 円	105 円	209 円	313 円
	初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	200	1 月につき 2,084 円	209 円	417 円	626 円
	生活機能向上連携加算Ⅰ	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション専門職等の助言に基づき、訪問介護計画を作成し、訪問介護を行った場合（初回の訪問介護が行われた日の属する月）	100	1 月につき 1,042 円	105 円	209 円	313 円
	生活機能向上連携加算Ⅱ	サービス提供責任者とリハビリテーション専門職等がそれぞれ利用者宅を訪問した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、訪問介護を行った場合（初回の訪問介護から 3 か月間を限度）	200	1 月につき 2,084 円	209 円	417 円	626 円

- ② 算定基準に適合していると県に届け出ている加算
※地域区分別 1 単位当たりの単価 10.42 円（6 級地）

	加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
	特定事業所 加算Ⅱ	加算の体制要件、人材要件を満たす場合	1 月につき 基本利用料の 10 %	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ ※	算定要件を満たし、介護職員の賃金の改善等や職場環境等要件を満たす場合	1 月につき 総単位数の 26.6 %	

（注）※印の加算は、支給限度額管理の対象外の算定となります

① 算定基準に適合したサービスの実施による減算

減算の種類		減算の要件	減算額
	①同一建物減算 10 %	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に住居するもの	所定単位数の 10 %減
	②同一建物減算 12 %	正当な理由なく、事業所において、前 6 月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住するものに提供されたものの占める割合が 100 分の 90 以上である場合	所定単位数の 12 %減

（２）交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 キロメートル当たり 15 円を請求します。

（３）キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。

なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

御利用の２４時間前までに御連絡いただいた場合	無料
御利用の１２時間前までに御連絡いただいた場合	当該基本料金の１０％の額
御利用の１２時間前までに御連絡がなかった場合	当該基本料金の２０％の額

（４）その他

ア 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

イ 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

５ 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

（１）請求方法

ア 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

イ 請求書は、利用月の翌月１５日までに利用者あてにお届けします。

（２）支払い方法等

ア 請求月の２５日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ・利用者が指定する口座からの自動引落
- ・事業者が指定する口座への振り込み

金融機関名：埼玉縣信用金庫 鴻巣支店 普通口座 ３３９１５２１ 口座名義：社会福祉法人元気村 理事長 神成 裕介

イ お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります）。

６ 秘密の保持

（１）従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

（２）利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

（３）利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取

扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	電話番号	

8 虐待防止に関する事項

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ア 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- イ 虐待防止のための指針を整備する
- ウ 従事者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- エ 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9 身体拘束等の禁止

(1) 事業所は、介護サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

(2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ア 身体拘束等の適性のための対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 年1回以上
- イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ウ 身体拘束等の適正化のための研修の実施

採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
継続研修 年 1 回以上

1 0 非常災害対策

- (1) 事業者は、防火管理又は火気・消防等についての責任者を定め、火災・水害・土砂災害・地震等にも対処するための非常災害対策計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- (2) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

1 1 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保 険 名：介護保険・社会福祉事業者総合保険
--

1 2 サービス提供に関する相談、苦情

※サービス提供に関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

窓口担当者	丸山 有紀（サービス提供責任者）
解決責任者	石森 美和（管理者）
受付時間	月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 6 時 ※年始(1/1～1/3)を除く
受付電話番号	048-547-4165

※上記窓口で解決できない場合は、次の窓口で対応します。

窓口名	社会福祉法人元気村 苦情解決委員会（理事長主催） 社会福祉法人元気村 虐待防止委員会（理事長主催）
-----	--

受付時間	月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 6 時 ※祝日・年末年始を除く
受付電話番号	048-631-0070

※苦情処理第三者委員会は、公正中立な立場で、苦情を受け相談に応じていただけます。
(鴻巣地区)

木村 善二氏 (久喜市栗橋地区民生児童委員、評議員)	電話 0480-52-5891
長谷川朱實氏 (久喜市民生委員・児童委員協議会会長、評議員)	電話 0480-85-4125
下田 ナカ氏 (元蓮田市民生委員・児童委員協議会副会長)	電話 048-769-5321
山岡 孝氏 (保護司)	電話 048-284-1001
加藤 典子氏 (看護師)	電話 090-4628-7457

※次の公的機関においても苦情申し出ができます。

鴻巣市役所 介護保険課 〒365-8601 鴻巣市中央 1-1	電話 048-541-1321 (日、祝日、年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く平日 8 時 30 分～17 時 15 分、土曜 8 時 30 分～12 時)
大里広域市町村圏組合 介護保険 〒360-0033 埼玉県熊谷市曙町二丁目 68 番地	電話 048-501-1330 (日、祝日、年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く平日 8 時 30 分～17 時 15 分、土曜 8 時 30 分～12 時)
行田市役所 高齢者福祉課 〒361-8601 埼玉県行田市本丸 2 番 5 号	電話 048-556-1111 (内線 223) (土日、祝日、年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分)
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 〒338-0002 さいたま市中央区下落合 1704 国保会館	電話 048-824-2568 (土日、祝日は除く 8 時 30 分～正午、13 時～17 時)

1 3 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 無

1 4 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

ア 医療行為

イ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い

ウ 利用者以外の家族のためのサービス提供

エ 日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）

オ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

指定訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 鴻巣市東一丁目1番25号

法人名 社会福祉法人元気村

代表者名 理事長 神成 裕介 印

説明者

事業所名 社会福祉法人元気村

 ふきあげ翔裕園訪問介護事業所

所 在 地 埼玉県鴻巣市北新宿891

氏 名 サービス提供責任者 丸山 有紀 印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人)

住所 _____

氏名 _____ (続柄： _____) 印